

諮問内容

本市における家庭系一般廃棄物のうち燃やすごみ及び不燃ごみ並びに資源物は、市民がクリーンステーションに排出したものを、定期的に市が収集をしています。

それ以外の家庭系一般廃棄物である一辺の長さがおおむね 50 cm以上の粗大ごみ及び引越しや片付けごみなど、臨時的に大量にでる臨時ごみは、市民がクリーンセンターに直接持込むかクリーンセンターに収集を依頼する方法で搬入しています。

それぞれの処理手数料は、鎌倉市廃棄物の減量化、資源化及び処理に関する条例第 28 条別表に次のとおり規定しています。

○一般家庭から排出される粗大ごみ

・市で収集する場合

粗大ごみ 1 個につき 600 円

大型粗大ごみ 1 個につき 1,200 円、

・市民が処理施設に搬入する場合

粗大ごみ 1 個につき 300 円、

大型粗大ごみ 1 個につき 600 円

○市民が一度に大量に持込む臨時ごみ

・市で収集する場合 1 立方メートルにつき 4,200 円

・市民が処理施設に搬入する場合

100 kg 以下の場合 1 回につき 500 円

100 kg を超える場合 10 kg につき 200 円

本市の燃やすごみは、現在、家庭系ごみを名越クリーンセンターへ、事業系ごみを今泉クリーンセンターへ搬入していますが、令和 7 年 1 月中に名越クリーンセンターの焼却を停止する予定であり、その後、新たな中継施設整備を行うまでの間は、今泉クリーンセンターへ、施設の完成後は名越クリーンセンターへ全量搬入することになります。

このように、今後、一つの施設に燃やすごみが集中するため、車両搬入台数の増加に伴う周辺環境の負荷を抑止することが課題となるとともに、処理スペースの確保が困難となります。

令和 3 年度の車両台数は、名越クリーンセンターが約 30,900 台、今泉クリーンセンターが約 23,000 台ありますが、令和 7 年度以降は一つの施設に集中するため約 50,000 台と推計し、その中で多くを占めているのが市民持込ごみで約 21,000 台と推計します。

以上を踏まえ、安定的なごみ処理体制を構築するため、臨時ごみ及び粗大ごみの市民の持込による排出方法を見直すとともに、それぞれの家庭系一般廃棄物の処理手数料の改定について鎌倉市廃棄物減量化及び資源化推進審議会に諮問するものです。